

特殊詐欺等に係る犯罪収益関連犯罪の積極的な取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について

令和4年12月23日

警察庁丁組二発第45号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長、各方面本部長宛て

(概要)

特殊詐欺や薬物犯罪（以下「特殊詐欺等」という。）を敢行している犯罪者グループの弱体化・壊滅のためには、あらゆる法令を駆使した取締りにより被疑者を長期社会隔離に追い込むとともに、犯罪による収益を徹底的に追跡し確実に剥奪することが重要となることから、各都道府県警察に対し、検察庁との緊密な連携の下、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用により、組織的に敢行される特殊詐欺等とともに、これら犯罪による収益の隠匿行為等を確実に捉えるなど、組織の中枢に実質的な打撃を与える取締り等を推進するよう指示したものである。